

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人の平成11年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月

私は、申立期間当時は大学生であったことから、私の母親が国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付免除の手続を行ってくれたが、手続が遅れたために申立期間の1か月については未納期間のままとなり、その後、申立期間の保険料について納付するよう何度か納付の督促がきていた。

平成12年12月ごろにA市に転居したため、同市B区役所に転入の手続に行き、国民年金の加入手続とその後の保険料納付免除の手続を行った。

その際に、窓口の担当者と申立期間の国民年金保険料の話になり、担当者は保険料を納付しないと将来の年金額がいくら減ることになるか計算してくれて、一生のことだから納めた方が得だと説明してくれた。

減ることとなる年金額は大したことはなかったと記憶しているが、また納付の督促をされるのは嫌であったので、申立期間の国民年金保険料を現金で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の免除手続、及び国民健康保険の加入手続を、平成12年12月4日にA市B区役所で行っていることが確認できるとともに、同市では、納付が可能な保険料について、希望があれば、その場で手書きの納付書を交付することもあったとしている。

また、オンライン記録により、申立人が国民年金保険料を納付したとする直前の平成12年11月7日に申立人に対して納付書が交付されていたことが確認できることから、申立人には、当時未納となっていた申立期間の保険料の納付書が送付されたものと認められ、申立期間の保険料について納付するよう督促

されたため納付することにしたとする申立人の説明内容と一致すること、及び当該区役所職員とのやり取りについて、目減りすることとなる年金額や保険料を納付できなくなる期限が迫っていると説明されたことなど、その内容に不合理な点は見受けられない。

さらに、国民年金保険料を納付したと推測される金融機関等では、保存期間経過のため、申立期間の保険料を納付したことを示す当時の資料が確認できなかったが、前述のとおり、申立人の主張を裏付ける記録が残されていることなどを踏まえると、申立内容の信憑性^{しんぴょうせい}は極めて高いものと考えられ、申立人が保険料を納付していないと考える方がむしろ不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月から58年3月まで

私は、昭和53年4月に大学を卒業しA職として就職したが、社会保険に加入できなかったため国民年金に加入した。

国民年金の加入手続は、私の父親がB市C区D支所で行い、自宅に来ていた集金人に私の母親の国民年金保険料と一緒に払っていた。

この度のねんきん特別便で、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることを知ったが、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の周辺被保険者の状況調査により、昭和58年10月ごろに払い出されていることが確認でき、別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の国民年金の加入手続はこのころに行われ、同時に国民年金被保険者資格は、申立人が大学を卒業して強制加入対象者となった53年4月に遡及して取得されたものと推認できるところ、加入手続を行った時点では、時効により保険料を納付できない申立期間の一部を除き、56年7月から58年3月までの期間は過年度納付により保険料を納付することが可能である。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているほか、一緒に納付していたとする申立人の母親も国民年金に任意加入し、60歳までの保険料をすべて納付していることから、申立人及びその母親の国民年金に対する保険料納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、B市では国民年金の加入届を受け付けた際、納付可能な過年度保険料の納付書を発行し、納付勧奨を行っていたことが確認できることを踏まえる

と、その納付書により、申立期間のうち納付可能な上述の期間の保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から58年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から61年3月まで

私は、申立期間についてもそれまでと同様にA町に居住し、町内会の集金により毎月国民年金保険料を納付していたはずである。生活も以前と変わらず余裕があり、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以前からA町に居住し、町内会の集金により国民年金保険料を納付していたと述べているところ、オンライン記録により、申立人が昭和61年4月1日に国民年金第3号被保険者に該当すると同時に申立人の住所がB町からA町に変更処理されていることが確認できるが、B町では、一時的にでも同町に住所を定めていれば住民票の除票が残されているとしているところ、申立人の当該除票は存在しない。

また、申立人の夫が勤務する事業所は、県東部を中心に数か所の営業所を設置していたが、B町には設置しておらず、申立人とその夫がB町に居住する理由は見当たらないことから、オンライン記録の住所管理には不自然さがみられる。

さらに、A町の記録では、申立人は、申立期間中の昭和61年2月12日に他市町村から転入、平成2年4月19日に他市町村に転出したとなっているが、申立人及び申立人の夫は、申立期間以前から平成2年4月にC町に転居するまでその夫の勤務するA町の事業所近くの社宅に居住していたとしている上、その夫が勤務していた事業所の代表者（申立期間当時の夫の上司）もそのことを詳細に記憶し、証言していることから、申立人の説明は信憑性^{びよう}があり、A町

の記録にも不自然さがみられる。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に保険料の未納は無く、保険料をすべて現年度で納付しているほか、その後の第3号被保険者及び厚生年金保険との切替手続も適切に行っており、申立人の国民年金に対する意識は高かったものと考えられる。

その上、申立期間の前後を通して申立人の夫の職業に変化はなく、生活状況に大きな変化はみられないこと、及び申立人の唯一所持する年金手帳（昭和50年11月ごろ交付）にも資格喪失日の記載が無いことなどから、申立人は任意加入の資格を喪失する理由がないほか、行政側の住所記録管理の不自然さが申立期間の国民年金保険料が未納、又は未加入とされている記録の原因となっていた可能性を否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月

私は、会社退職直後の平成13年4月ごろに、A市B区役所で、私の国民年金の加入手続及び妻の国民年金被保険者の種別変更手続を同時に行い、夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を同区役所で現金納付した。

申立期間について、妻の国民年金保険料は納付済みであるのに、私の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、i) 申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失(平成13年4月1日付け)に伴う申立人の妻に係る国民年金被保険者の種別変更(第3号被保険者から第1号被保険者に変更)は、平成13年7月3日に処理されていること、ii) 申立人の妻に係る申立期間の国民年金保険料は、13年6月に納付されていることが確認できるところ、申立人は、会社退職後に自身の国民年金の加入手続と同時に行ったとするその妻の国民年金被保険者の種別変更手続を適切に行っていることが認められる。

また、申立期間については、上述のとおり申立人の妻は国民年金保険料の納付済期間であり、申立期間当時、A市B区役所で現金納付することも可能であったことを考慮すると、夫婦一緒に納付していたとする申立人についても、申立期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和58年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年8月及び同年9月

私は、ねんきん特別便で昭和58年8月及び同年9月の国民年金保険料が未納とされていたため、A社会保険事務所（当時）に確認したところ、「時効成立後に納付されたため還付決定したが、還付請求が行われておらず、時効により還付請求権が消滅した。」との説明であった。

申立期間の国民年金保険料については、昭和60年にB市C区役所から納付書入手し、同区役所職員から「昭和60年12月31日までに納付すればよい。」との指示があったほか、納付書・領収証書にも同じ日付が納付期限として記載されていたことから、私の妻が、夫婦二人分の保険料をD銀行E支店で、明示された納付期限内に納付し、その時の納付書・領収証書を現在も保管している。

還付通知書を受け取ったことも、還付請求をしたことも無く、納付書・領収証書があるのに申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった2通の納付書・領収証書により、申立期間の国民年金保険料は、いずれも当該納付書・領収証書に記載された納付期限前の昭和60年11月30日及び同年12月28日に納付されたことが確認できるが、当該納付期限については、B市C区役所の国民年金事務担当者が納付可能な2年の期間を超えた日付（昭和60年12月31日）を記載したものであると認められる。

また、オンライン記録によると、昭和58年8月の国民年金保険料については60年12月18日に、58年9月の保険料については61年1月9日に、それぞれ還付決議が行われたが、その後、還付請求権が時効により消滅し、当該保険料は長期間国庫歳入金として扱われていたことが認められる。

以上を踏まえると、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付した当時、過年度用納付書の交付事務を行っていた当該区役所職員の指示に従って保険料を納付したことは明らかであり、申立人は、申立期間は保険料納付済期間として記録されるものと信頼していたと考えられる。

オンライン記録により、国民年金保険料の還付決議が行われたことは確認できるものの、申立人がねんきん特別便を見て申立期間についてA社会保険事務所に記録確認を行い、今回の申立てを行ったことに照らせば、仮に保険料過誤納還付通知書が申立人に送付されていたとしても、申立人は、同通知書の意味内容を理解しないまま、還付請求手続や問い合わせ等を行うことなく、還付請求権が時効により消滅してしまったものであり、申立人は、保険料の過誤納付の事実を十分に認識していなかった上、申立期間が未納と記録されてしまうなどとは理解していなかったと見るのが相当であって、申立人の申立期間の年金受給に対する期待や信頼は、保険料過誤納還付通知書の送付があったとしても、その後も依然として長期間にわたって継続していたものとみるのが社会通念に合致する。

加えて、申立人が法定上納付できる期限後に納付したのは、納付書に納付期限を誤って記載した国民年金事務担当者の不注意によって引き起こされたものであり、その指示を信じ忠実に従った申立人の国民年金保険料納付を過誤納付とし、還付決議を行ったことを主張して申立期間を納付済期間としないのは、責任ある制度運営者としては、年金制度に対する国民の信頼と期待及び納付手続に対する国民の信頼を裏切るものであって、信義則に反すると考えられる。

したがって、申立期間の国民年金保険料は還付決議がなされ、既に還付請求権が時効消滅していたとしても、適切に納付があったのは事実であることから、保険料納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和58年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年8月及び同年9月

私は、ねんきん特別便で昭和58年8月及び同年9月の国民年金保険料が未納とされていたため、A社会保険事務所（当時）に確認したところ、「時効成立後に納付されたため還付決定したが、還付請求が行われておらず、時効により還付請求権が消滅した。」との説明であった。

申立期間の国民年金保険料については、昭和60年にB市C区役所から納付書入手し、同区役所職員から「昭和60年12月31日までに納付すればよい。」との指示があったほか、納付書・領収証書にも同じ日付が納付期限として記載されていたことから、私が、夫婦二人分の保険料をD銀行E支店で、明示された納付期限内に納付し、その時の納付書・領収証書を現在も保管している。

還付通知書を受け取ったことも、還付請求をしたことも無く、納付書・領収証書があるのに申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった2通の納付書・領収証書により、申立期間の国民年金保険料は、いずれも当該納付書・領収証書に記載された納付期限前の昭和60年11月30日及び同年12月28日に納付されたことが確認できるが、当該納付期限については、B市C区役所の国民年金事務担当者が納付可能な2年の期間を超えた日付（昭和60年12月31日）を記載したものであると認められる。

また、オンライン記録によると、昭和58年8月の国民年金保険料については60年12月18日に、58年9月の保険料については61年1月9日に、それぞれ還付決議が行われたが、その後、還付請求権が時効により消滅し、当該保険料は長期間国庫歳入金として扱われていたことが認められる。

以上を踏まえると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した当時、過年度用納付書の交付事務を行っていた当該区役所職員の指示に従って保険料を納付したことは明らかであり、申立人は、申立期間は保険料納付済期間として記録されるものと信頼していたと考えられる。

オンライン記録により、国民年金保険料の還付決議が行われたことは確認できるものの、申立人がねんきん特別便を見て申立期間についてA社会保険事務所に記録確認を行い、今回の申立てを行ったことに照らせば、仮に保険料過誤納還付通知書が申立人に送付されていたとしても、申立人は、同通知書の意味内容を理解しないまま、還付請求手続や問い合わせ等を行うことなく、還付請求権が時効により消滅してしまったものであり、申立人は、保険料の過誤納付の事実を十分に認識していなかった上、申立期間が未納と記録されてしまうなどとは理解していなかったと見るのが相当であって、申立人の申立期間の年金受給に対する期待や信頼は、保険料過誤納還付通知書の送付があったとしても、その後も依然として長期間にわたって継続していたものとみるのが社会通念に合致する。

加えて、申立人が法定上納付できる期限後に納付したのは、納付書に納付期限を誤って記載した国民年金事務担当者の不注意によって引き起こされたものであり、その指示を信じ忠実に従った申立人の国民年金保険料納付を過誤納付とし、還付決議を行ったことを主張して申立期間を納付済期間としないのは、責任ある制度運営者としては、年金制度に対する国民の信頼と期待及び納付手続に対する国民の信頼を裏切るものであって、信義則に反すると考えられる。

したがって、申立期間の国民年金保険料は還付決議がなされ、既に還付請求権が時効消滅していたとしても、適切に納付があったのは事実であることから、保険料納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、被保険者資格取得日が昭和46年10月21日、同資格喪失日が47年7月13日とされ、当該期間のうち、46年10月21日から同年11月30日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における被保険者資格取得日を同年10月21日とし、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月21日から同年12月1日まで
昭和46年10月21日付けでA社に採用され、同社B工場に配属された。
しかし、厚生年金保険の加入記録では、昭和46年12月1日に被保険者資格を取得したととされているので、同資格取得日を同年10月21日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、被保険者資格取得日が昭和46年10月21日、同資格喪失日が47年7月13日とされ、当該期間のうち、46年10月21日から同年11月30日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録、申立人が保管する採用辞令、昇格者申請書、事業主が社会保険事務所（当時）に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（取得日訂正）とその経過書及び事業主の回答から、申立

人は、A社に昭和46年10月21日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和46年12月のオンライン記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立人に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、昭和47年7月は6万円、48年6月は7万6,000円及び49年6月は9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月28日から51年1月21日まで
申立期間はA社にB職として勤務し、給与が26万円程度で手取り20万円から21万円程度支給されていたが、厚生年金保険の標準報酬月額が低い額となっているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社から提供のあった申立人に係る給料台帳において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、昭和47年7月は6万円、48年6月は7万6,000円及び49年6月は9万8,000円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び

周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間のうち、昭和46年8月から47年6月までの期間、同年8月から48年5月までの期間、同年7月から49年5月までの期間及び同年7月から50年2月までの期間については、A社から提供のあった申立人に係る給料台帳において確認できる申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんが必要があるとは認められない。

3 申立期間のうち、昭和50年3月から同年12月までの期間については、A社に照会したところ、「昭和50年3月21日以降について、申立人に係る給料台帳は保管しておらず、報酬月額及び厚生年金保険料控除額については不明である。」と回答しており、申立人の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる資料及び供述を得ることはできない。

また、申立人が名前を挙げた同僚4人のうち、所在が確認できた3人に照会したところ、全員から回答を得られたが、そのうちC業務担当者であった者は、「私が昭和45年に入社した当時の初任給は2万6,500円であり、50年に退職した時でも給与額は8万円程度であった。」と述べているほか、D業務担当者であった者は、「私の給与額は、昭和46年度が3万8,000円、49年度が7万6,000円程度であった。」と回答しており、オンライン記録によると、当該同僚二人の当該事業所における標準報酬月額は、それぞれ自身が記憶している給与額とほぼ一致していることが確認できる。

さらに、他の一人は、「申立人と一緒にB職として勤務していたが、当時の給与額は全く覚えていない。」と述べており、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる供述を得ることはできない。

加えて、前述のとおり、昭和46年8月から47年6月までの期間、同年8月から48年5月までの期間、同年7月から49年5月までの期間及び同年7月から50年2月までの期間については、A社から提供のあった申立人に係る給料台帳において確認できる申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、50年3月から同年12月までの期間についても、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたものと考えられる。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく

厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月6日から58年5月6日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、A社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を56年7月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、56年7月から57年9月までは9万2,000円、同年10月から58年4月までは9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月6日から58年5月6日まで

A社B支店における厚生年金保険の加入記録は、昭和58年5月6日からとなっているが、56年4月6日からC社員として勤務していた。厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 i) A社B支店において、昭和56年12月6日から厚生年金保険の被保険者であったことがオンライン記録により確認できる者が、「申立人は、私が入社した時には既に勤務していた。」と供述していること、ii) 申立人が、申立期間当時、同支店長であったと記憶している二人のうち一人は、58年2月1日に同支店の厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることがオンライン記録により確認できるところ、「申立人は、私が同支店を転出する時には勤務していた。」と供述していること、iii) 申立人及びA社が保管する基本項目表（昭和61年5月、平成8年5月及び13年11月）によると、申立人の入社年月日は、56年4月6日と記載されており、同社は、「基本項目表に記載された入社年月日が実際の入社年月日である。」と回答していることから判断すると、申立人は、申立期間においてA社B支店に勤務して

いたことが認められる。

また、申立人は、「申立期間当時、C社員、D社員、E社員の雇用形態があり、私はC社員として勤務していた。」と述べているところ、オンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者28人（申立人が名前を挙げた同僚4人を含む。）に照会したところ、回答のあった18人のうち5人が、「私はC社員であった。」と供述しており、他の13人のうち5人は、「C社員は厚生年金保険に加入していた。」と供述している上、このうちの一人は、「申立人はC社員であった。」と供述している。

さらに、前述の18人のうち2人が当該事業所において事務を担当していたとする者に照会したところ、「私は、A社F支店に常駐し、A社B支店の統括責任者を兼務していた。A社では、厚生年金保険は、加入の条件を満たした者（C社員、D社員及びE社員）には全員加入を義務付けていた。」と供述している。

加えて、申立人は、「申立期間当時は1日につき7時間、1週につき6日間勤務であった。」と述べており、前述の18人のうち1人が、「申立人は、1日に7時間、1か月に24日間か25日間勤務であった。」と供述している上、A社は、「申立期間当時、C社員についても厚生年金保険に加入させていた。」と回答していることから、申立人は、厚生年金保険の加入の条件を満たしていたものと考えられる。

一方、前述のC社員であった同僚5人のうち3人は、「入社した時から3か月間は試用期間があり、その期間は厚生年金保険には加入していない。」と述べているところ、当該3人の同僚は、それぞれ自身の記憶する入社日から3か月経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できることを踏まえると、申立期間当時、事業主はC社員については、入社後、試用期間（3か月）経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和56年7月6日から58年5月6日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所において申立人と同じくC社員であった同僚の社会保険事務所（当時）の記録から昭和56年7月から57年9月までは9万2,000円、同年10月から58年4月までは9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が保管していたA社厚生年金基金加入員資格取得届によると、申立人に係る資格取得日は昭和58年5月6日であり、厚生年金保険の被保険者資格の取得日と同じであることが確認でき

るところ、同基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る56年7月から58年4月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における船員保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和38年12月28日、同資格喪失日に係る記録を39年3月13日とし、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月28日から39年3月13日まで

申立期間については、B業務をしていたC船(船舶所有者 A事業所)にD作業員として乗船していたことが船員手帳に記載されているので、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記録により、申立人が、申立期間においてC船(船舶所有者 A事業所)にD作業員として乗船していたことが認められる。

また、申立期間におけるA事業所の船員保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)には船舶名がE船と記載されているが、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所において船員保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できる4人に照会したところ、回答があった3人のうち2人は、「乗船していたのはB業務をしていたC船であり、申立人もD作業員として乗船していた。船長はF氏であった。」と述べており、事業主の息子も、「C船はA事業所の所有船であり、船長はF氏であった。」と述べているところ、被保険者名簿には船長としてF氏の記載があることから、当該船舶はC船であったと考えられる。

さらに、申立人は、「C船には7人ぐらい乗船していた。船長はF氏であった。」と述べているところ、被保険者名簿から、申立期間において7人の被保険者が確認できる上、前述の事業主の息子は、「A事業所では、乗組員全員を

船員保険に加入させていた。」と述べていることから、当時、C船に乗船していたすべての者が船員保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同職種（D作業員）の社会保険事務所(当時)の記録により、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡していることから、船員保険料を納付したか否かについては不明であるが、仮に、事業主から申立人に係る船員保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年12月から39年2月までの船員保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成3年4月1日、同資格喪失日に係る記録を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から同年5月1日まで

平成3年4月にC社（現在は、B社）に入社し、8年1月末までD事業のE職として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。入社時に、会社から「関連会社3社を合併してC社を設立した。」との説明を受けたが、3年4月に勤務していたのはF社の社屋であった一方で、A社の業務に従事していた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間においてC社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所の経理事務担当者であったと供述する者が、「当時の社会保険料控除方式は翌月控除であった。」と供述しているところ、申立人が保管する平成3年分の所得税の確定申告書及び平成4年度市民税県民税特別徴収税額通知書に記載された社会保険料控除額（17万5,826円）が、オンライン記録で確認できる平成3年5月から同年11月までの標準報酬月額（18万円）に基づく当該期間の厚生年金保険料額（9万1,350円）、政府管掌健康保険料

額（5万2,920円）、及び当該確定申告書に記載された給与収入金額に見合う雇用保険料額（1万2,651円）の合計額（15万6,921円）に、申立期間の標準報酬月額を同年5月の標準報酬月額（18万円）より1等級低額（17万円）に基づく厚生年金保険料額（1万2,325円）及び政府管掌健康保険料額（7,140円）の合計額（1万9,465円）を合計した額（17万6,386円）とおおむね合致することが確認できることから判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の所得税の確定申告書等に記載された社会保険料控除額から判断すると、17万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成3年5月1日であり、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いが、当該事業所において同日に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者のうち、「申立人とは同期採用であり、E職又はG職として申立人と共にD事業に従事していた。」と供述する二人は、いずれも、申立期間においてA社で同保険の被保険者であったことが確認できることを踏まえると、当時、C社では、D事業担当として採用したE職等について、同社が厚生年金保険の適用を受けるまでの期間はA社で同保険の被保険者とする取扱いがあったものとするのが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から48年2月1日まで

昭和47年4月から50年8月までA社に勤務しており、入社時から主に県外でのB業務に継続して従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社で一緒に勤務していたとする同僚のうち、申立人と同期入社であったとする者、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により昭和47年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者一人、及び同社の被保険者原票により厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、「私は昭和47年4月からA社に勤務した。」と供述する者一人が、いずれも、「申立人は昭和47年4月1日からA社に勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が、申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚13人のうち、生存及び所在が確認された者9人に照会したところ、このうち「入社時からB業務を担当していた。」と供述する3人は、当該事業所の被保険者原票によると、いずれも、自身が記憶する入社日において厚生年金保険の被保険者資格を

取得したことが確認できる上、このうち二人は、「申立人と同様に県外での業務が多かった。」と供述している。

さらに、当該同僚3人のうち2人、及び当該事業所に係る被保険者原票により申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者二人は、いずれも、「申立人は入社時からB業務を担当しており、その後も変わらなかった。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和48年2月の社会保険事務所（当時）の記録から判断すると、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることからは、事業主が昭和48年2月1日を被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る47年4月から48年1月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成4年12月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人の申立期間②及び③に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②及び③の標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人は、申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格喪失日及びC社における同被保険者資格取得日に係る記録を平成6年4月1日に訂正し、申立期間④の標準報酬月額を同年3月は47万円、同年4月は41万円とすることが必要である。

なお、B社及びC社は、それぞれ、申立人に係る平成6年3月及び同年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月1日から5年9月1日まで
② 平成5年9月1日から同年10月1日まで
③ 平成5年10月1日から6年3月31日まで
④ 平成6年3月31日から同年5月1日まで

申立期間①は、A社に勤務していた期間であるが、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②は、同じくA社に勤務していた期間であるが、標準報酬月額が当時の給与額よりも低額となっている。

申立期間③は、B社に勤務していた期間であるが、申立期間②と同じく、

標準報酬月額が当時の給与額よりも低額となっている。

申立期間④は、B社から関連会社のC社に異動となった期間であるが、厚生年金保険の加入記録が無い。

すべての申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA社に入社した時期及び当時の業務内容について、「私がA社に入社した平成4年12月ごろ、同社ではD業務を請け負っており、業務が大変忙しかった。このため、自宅に帰ることができずに会社の近くのホテルに泊まって仕事をしていた。」と具体的に供述しているところ、オンライン記録から申立期間①に同社において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚二人が、申立人の入社時期を記憶している上、このうち一人は、「申立人は、D業務を請け負った平成4年12月ごろに入社しており、当時、会社はとても忙しかった。私も年末ごろに会社の近くにホテルを借り、2週間から1か月間程度の期間、ホテルから会社へ通っていた。」と、申立人の供述内容と一致する具体的な供述をしていることから判断すると、申立人は、同社に平成4年12月1日から継続して勤務していたと認められる。

また、当該事業所の事務担当者であった事業主の妻は、「A社の経理事務は、すべて私が行っていた。従業員を採用した場合、採用とほぼ同時に厚生年金保険に加入させており、職種等によって取扱いが異なっていたことや、試用期間などを設けていたことは無い。申立人が申立期間①に勤務していた場合には、給与から厚生年金保険料を控除している。」と供述している。

さらに、オンライン記録において、申立期間①当時に当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚8人のうち、連絡が取れた6人が記憶している自身の入社時期とオンライン記録における厚生年金保険の被保険者資格の取得時期とが一致していることから、当該事業所は、従業員の採用と同時に厚生年金保険に加入させていたと考えられ、これは先述の事業主の妻の供述と一致する。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、オンライン記録における申立期間②に係る訂正前の平成5年9月の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、A社は、平成5年11月12日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、同社が適用事業所に該当しなくなった約4か月後の6年3月18日付けで、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額（47万円）が、5年9月1日までさかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のほかに同僚8人が、申立人と同じく、申立人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正された平成6年3月18日付けで、5年9月1日までさかのぼって8万円に減額訂正されている。

さらに、当該事業所の事務担当者であった事業主の妻は、「A社は、申立期間②の直後の平成5年10月31日に解散し、社会保険事務所へ納付する保険料も滞納していた。このため、社会保険事務所の担当職員の指導に従い、事業主である夫と妻である私自身の標準報酬月額をさかのぼって減額訂正することに同意した。しかし、従業員の標準報酬月額まで減額訂正されていたことは知らなかった。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から47万円とすることが必要と認められる。

- 3 申立期間③について、オンライン記録によると、B社は、平成6年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、同社が適用事業所に該当しなくなったほぼ同時期の同年3月24日付けで、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額（47万円）が、5年10月1日までさかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のほかに同僚28人が、申立人と同じく、申立人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正された平成6年3月18日付けで、標準報酬月額が厚生年金保険被保険者資格取得日にさかのぼって8万円に減額訂正されているほか、他の7人は、厚生年金保険被保険者資格が同資格取得日にさかのぼって取り消されている。

さらに、当該事業所の事務担当者であった事業主の妻は、「B社は、平成6年3月25日に事実上倒産し、社会保険事務所へ納付する保険料も滞納していた。このため、社会保険事務所の担当職員の指導に従い、事業主である夫と妻である私自身の標準報酬月額をさかのぼって減額訂正することに同意した。しかし、従業員の標準報酬月額まで減額訂正されていたことは知らなかった。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間③において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から47万円とすることが必要と認められる。

4 申立期間④について、申立人の雇用保険の被保険者記録及び同僚が所持している源泉徴収票から、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(平成6年4月1日にB社から関連会社C社に異動)、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、オンライン記録の申立人に係るB社における平成6年2月の記録及びC社における同年5月の記録から、同年3月は47万円、同年4月は41万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、B社は平成6年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、C社は同年5月1日に同保険の適用事業所となっており、B社及びC社は、それぞれ、申立期間④において適用事業所としての記録がない。

しかしながら、B社及びC社は、申立期間④において法人格を有していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、B社及びC社は、申立人の申立期間④において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしておりながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、事業主は、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月6日から6年2月1日まで
② 平成7年2月28日から9年3月1日まで

A社に継続して勤めていたが、申立期間①については、平成5年4月6日入社以来、標準報酬月額は34万円であったものが、7年3月7日に私が知らないうちに11万円に遡及^{そぎゅう}訂正されているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、申立期間②については、途中で退職したことはなかったにもかかわらず、厚生年金保険に未加入となっているので、厚生年金保険被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、A社は、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その後の同年3月7日付けで、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額(34万円)が、5年4月6日までさかのぼって11万円に減額訂正されていたことが確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、申立人は当該事業所の取締役であったことが確認できるが、i) 申立人は、「取締役と言っても名ばかりで、経営にはかかわっていない。」と供述していること、ii) 当該事業所の当時の代表取締役は、「申立人は取締役と言っても名前を借りただけで、実際は一従業員であった。事務のことは税理士と社会保険労務士に任せていたので、詳しいことは分からないが、最終的には私が決定していた。代表印も私が管理して書類に押していた。」と供述していることを踏まえると、申立人は当

該減額訂正について関与していないものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間①について、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、34万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、商業登記簿謄本によると、申立人は平成6年11月30日にA社の取締役役に就任していることが確認できる上、雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間②において、当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所は前述のとおり、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている。

また、オンライン記録によると、申立人を含む4人の取締役の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成7年2月28日付けとなっており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間②はいずれも引き続き健康保険の任意継続被保険者になっていることが確認でき、当該事業所が再度厚生年金保険の適用事業所となった9年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を再取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所の当時の代表取締役は、「事務は税理士と社会保険労務士に任せており、当該事業所が適用事業所に該当しなくなったことの詳細は覚えていないが、申立期間②当時、会社の経営状態は苦しく、税理士と社会保険労務士にこうした方が良いと言われたことはやった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から同年6月までの期間及び62年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から同年6月まで
② 昭和62年9月

私は、将来のためを思い、夫に内緒で昭和36年2月にA市B区出張所(当時)で国民年金の加入手続をした。

申立期間①の国民年金保険料については、私が数か月ごとに当該出張所で現金により納付していた。

申立期間②の国民年金保険料についても、私が昭和62年の年末までに、A市C区役所で当該期間の保険料相当額である7,400円を現金で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する国民年金手帳により、当該期間の国民年金印紙検認記録欄に検認印が押されていないことが確認でき、当該期間当時の現年度保険料の納付方法である国民年金印紙により保険料を納付したものとは考え難い。

また、申立期間①直後の昭和37年7月から39年3月までの国民年金保険料は、申立人が所持する国民年金保険料現金領収証書によりD社会保険事務所(当時)で2回に分けて過年度納付していることが確認できるところ、当該過年度納付の最初の納付日である39年10月31日の時点で、申立期間①は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は申立期間②の国民年金保険料を昭和62年

末までに納付したとしているが、当該期間の申立人の第1号被保険者資格は、平成8年4月の第3号特例措置に基づく届出に伴う申立人の記録の訂正が行われたことにより取得したもので、この訂正が行われるまで申立期間②は第3号被保険者期間であったことから、当該期間に係る国民年金の納付書は発行されず保険料の納付はできなかったものと考えられる。

また、上記の記録訂正が行われた平成8年4月の時点では、既に申立期間②に係る国民年金保険料は時効により納付できない期間であり、申立人が申立期間②の保険料を納付したものとは認め難い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から61年3月まで

私は、20歳になった時にA市で国民年金に加入し、B市に転居した後も自分で国民年金保険料を納付していた。昭和49年*月に婚姻した時から61年*月に離婚するまでの期間は、元の夫が国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達時の昭和46年*月から49年*月に婚姻するまでの期間については、A市で国民年金の加入手続きを行い、申立人自身が国民年金保険料を納付していたと述べているが、加入手続きを行った場所及び保険料納付に関する記憶が全くなく、当時の状況が不明である。

また、申立人は、昭和49年*月に婚姻した以降の期間については、申立人の元夫が申立人の国民年金任意加入被保険者への種別変更手続きを行い、申立人の国民年金保険料も納付してくれていたはずだと述べているが、申立人の元夫は、i) 婚姻時に申立人の種別変更手続き及び保険料納付を行った記憶はない、ii) 54年9月にC業を開業した時の厚生年金保険から国民年金への切替手続きは、自分自身の切替手続きを行っただけで、申立人の種別変更手続きを行った記憶はない、iii) 国民年金加入後は、自分自身の保険料だけを納付しており、申立人の保険料を納付した記憶はないと供述している上、申立人は、自分自身の国民年金の加入手続き及び保険料納付に関与していないことから、当時の加入手続き及び保険料納付の状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和60年10月以降に払い出されていることが確認できるとともに、申立人が所持する年金手帳の住所欄の記録から、申立人が離婚した61年*月以

前に払い出されたものであることが確認できることから、申立人は、60年10月から61年3月までの間に国民年金の加入手続を行い、この時に20歳到達時の46年*月にさかのぼって被保険者資格を取得したものと推認できるが、この時点で申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、B市が保管する国民年金被保険者名簿及び国民年金過年度納付記録簿により、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることが確認でき、この記録は、オンライン記録とも一致している上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1647

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から42年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から42年7月まで

私が20歳になった時、実家の私の母親がA市B出張所で私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も納付してくれていたと母親から聞いていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C県D町の大学に在学していた20歳到達時の昭和38年*月に、申立人の母親が実家のあるA市で申立人の国民年金の加入手続を行い、i) 申立人が42年4月にA市へ転居するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれた、ii) この後、申立人が就職した同年7月までの保険料は、申立人自身が納付していたと述べているが、申立人の母親は既に死亡している上、申立人は自分自身の加入手続に関与しておらず、保険料納付に係る記憶もないことから、当時の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和50年2月ごろに払い出されていることが確認できるほか、申立人が現在所持し、これまでに交付を受けた年金手帳2冊のうち、先に交付された国民年金手帳は50年3月15日に発行されたものであることが確認でき、申立人の旧姓を含めて別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人の国民年金の加入手続は、このころに行われたものと推認でき、この時点で被保険者資格を20歳到達時点の38年*月にさかのぼって取得したものと考えられるが、申立人は、当時勤務していた会社が経営不振で、将来への不安があったとしているものの、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付（平成21年8月還付処理済み）については、記憶が定かでない。

さらに、A市が保管する国民年金過年度納付記録簿では、昭和38年度から

42 年度までの期間は未納と記録されており、この記録は、特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録とも一致している上、申立人は、国民年金保険料を過去にさかのぼって納付した記憶がない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から51年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から51年11月まで

私が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者(任意)となった日が昭和49年12月10日と記録されている。当時、私か私の母親がA市役所で私の国民年金の加入手続を行い、この後は、国民年金保険料も納付していたはずなので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年12月に申立人自身又は申立人の母親がA市役所で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずだと述べているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に係る記憶が定かでない上、その母親からは高齢等により供述が得られないことから、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人が唯一所持する年金手帳の国民年金の記録では、「被保険者となった日」欄に「49.12.10」の日付印が押され、「被保険者の種別」欄が(任)となっていることが確認できるものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の前後の番号を持つ任意加入者の資格取得状況から、昭和51年12月ごろに払い出されたものと推認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人は同年12月10日に任意加入被保険者資格を取得し、同年同月からの国民年金保険料が納付されていることが確認でき、別の年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人はこの時期に国民年金の加入手続を行ったものと推認できるとともに、任意加入被保険者の場合には、制度上、加入手続を行った時からさかのぼって国

民年金の被保険者となることができないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、未加入期間は国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から49年6月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から49年6月まで

私は、母親に勧められて20歳到達時の昭和40年*月にA県B市で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を定期的に郵便局で納付していた記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達時の昭和40年*月に国民年金の加入手続を行い、この後、国民年金保険料を定期的に郵便局で納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が唯一所持する年金手帳及び申立人の前後の番号を持つ任意加入者の資格取得状況から、51年4月にA県B市から転居した先のC市D区を管轄するE社会保険事務所(当時)が、同年8月ごろに払い出されたものであることが確認でき、別の年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人は、この時点で20歳到達時の40年*月にさかのぼって被保険者資格を取得したものと推認できる。

また、申立人は、納付書により郵便局で国民年金保険料を納付した記憶があり、国民年金加入時に過去の保険料をまとめて納付した記憶もあるとしているところ、申立期間当時、申立人が居住していたA県B市では、印紙検認方式により保険料を収納していたが、申立人には印紙検認方式による保険料納付の記憶がない。一方、申立人がA県B市から転居した先のC市では、当時、納付書方式により国民年金保険料を収納していたほか、特殊台帳(マイクロフィルム)により、申立期間直後の昭和49年7月から51年3月までの各月欄に「現8」の押印が確認できることから、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された51年8月ごろに国民年金の加入手続を行い、この時に納付可能な過年度保険料をまとめて現金納付したものと推認できる上、申立人には、ほかに未納保

険料を過去にさかのぼって納付した記憶はないと述べていることから、申立人は、申立期間の保険料納付について、この時の記憶と混同している可能性を否定できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2357 (事案 1479 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、③及び⑤について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②、④及び⑥について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月 10 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 56 年 12 月 27 日から 57 年 1 月 20 日まで
④ 昭和 56 年 6 月 12 日から同年 12 月 27 日まで
⑤ 昭和 57 年 2 月 2 日から同年 4 月 1 日まで
⑥ 昭和 57 年 4 月 1 日から同年 10 月 10 日まで

申立期間①については、A社に勤務し、B職の仕事をしていたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい、

申立期間②については、A社に勤務し、月額 25 万円から 45 万円程度の給与を受給していたが、社会保険事務所(当時)の記録によると、標準報酬月額が低くなっているので訂正してほしい、

申立期間③については、C社に勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間④については、C社に勤務し、月額 30 万円程度の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が低くなっているので訂正してほしい、

申立期間⑤については、D社に勤務しており、給与明細書もあるので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい、

申立期間⑥については、D社に勤務し、月額 60 万円から 160 万円程度の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が低くなっているので訂正してほしい、旨を申し立てたが、第三者委員会から認められないとの通知をもらった。

その後、各申立期間について新たな資料、情報が見つかったので、申立期間①、③及び⑤については厚生年金保険の被保険者期間の訂正を、また、申立期間②、④及び⑥については標準報酬月額の訂正をそれぞれ認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持している手帳のメモ及び同僚の供述から判断すると、申立人が昭和 47 年 1 月から A 社に勤務していたことは推認できるが、i) 同社は 49 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当時の事業主に照会したが、「当時の資料は何も残されておらず、記憶も無い。」と述べており、申立人の同社における勤務期間や厚生年金保険料の控除について確認できないこと、ii) 申立期間①当時の経理事務担当者は、「申立人の名前には記憶は無いが、B 職は入社後に研修があり、試用期間があったと記憶している。試用期間は厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していなかった。」と述べている上、申立人と同時期に入社し同職種であった同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同日の 47 年 4 月 1 日であることが社会保険事務所の記録により確認できること、iii) 申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情が無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 11 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、申立期間①当時の写真及び昭和 47 年 1 月分売上げ成果表等を提出しているが、これらの資料からは、申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況及び保険料控除の状況が確認できないことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

2 申立期間②について、申立人は、A 社における標準報酬月額の違いについて申し立てているが、i) 申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料は無い上、当時の事業主も資料は保存されていないとしていることから、申立人の申立期間②に係る事実を確認することができないこと、ii) 申立期間②当時の経理事務担当者が、「B 職の給与は、基本給は低く、歩合給の割合が非常に高かったと記憶している。社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づき、厚生年金保険料を控除していた。」と述べていること、iii) 申立人

と同時期に入社し同職種であった同僚は、「給与は基本給と歩合給からなっており、厚生年金保険料は、基本給と役職手当についてのみ控除されていた。」旨述べているところ、当該同僚が所持している昭和 47 年 4 月分及び 48 年 1 月分の給与明細書によると、その報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所の記録より高額であるものの、控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所の記録と一致していることが確認できることから、申立人についても、社会保険事務所の記録に基づいた厚生年金保険料が控除されていたものと推認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 11 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、申立期間②当時の借入金返済記録メモを提出しているが、この資料からは、申立期間②に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できないことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 3 申立期間③について、i) C社は、平成 4 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の同社における勤務期間や厚生年金保険料の控除について確認できないこと、ii) 申立人が名前を挙げた同僚は、「私は継続して勤務していたが、仕事が無い時は働いておらず、給料も全額もらっていなかったような気がする。」旨述べているところ、社会保険事務所の記録によると、当該同僚は申立人と同日の昭和 56 年 12 月 27 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、その後の同社における勤務期間についても厚生年金保険の加入記録に空白期間が存在することが確認できること、iii) 申立期間③当時はアルバイトとして勤務し、その後正社員になったとする者は、「当該事業所において、自分が正社員になってからの厚生年金保険の加入記録にも空白期間があるが、当時、社員は季節労働者扱いであり、年末に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していた。空白期間については厚生年金保険には加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」と述べていること、iv) 申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録と厚生年金保険の加入記録は合致している上、申立人が所持する厚生年金基金連合会からの通知書に記載された申立人の厚生年金基金の加入記録も、当該期間と合致していること、v) 申立人が申立期間③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書の資料が無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 11 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、「昭和 56 年 6 月から同年 12 月までの賃金票」等が記載されている申立人の手帳メモを提出しているが、こ

の資料からは、申立期間③に係る厚生年金保険の適用状況及び保険料控除が確認できないことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 4 申立期間④について、申立人は、C社における標準報酬月額の変動について申し立てており、申立人が所持する給与明細書から、昭和56年7月分から同年11月分までについては、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額よりも高い額となることは確認できる。

しかしながら、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額を基に当時の厚生年金保険料の料率及び被保険者の負担割合を乗じて得られた額と同額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年11月20日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、昭和56年11月のミーティングメモ及び上記の申立人の手帳メモを提出しているが、これらの資料からは申立期間④に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できないことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 5 申立期間⑤について、申立人が所持している給与明細書及び同僚の供述から判断すると、申立人が、昭和57年2月からD社に勤務していたことは確認できるが、i) 申立人が所持する給与明細書によると、57年2月分及び同年3月分の給与からは、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できること、ii) 同社は平成3年3月11日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当時の事業主に照会したが、協力を得ることができず、申立人の同社における厚生年金保険の適用や保険料の控除について確認できないこと、iii) 申立人と同時期に入社し、申立人が名前を挙げた同僚の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日も、申立人と同日の昭和57年4月1日であることが社会保険事務所の記録により確認できること、iv) 申立人の同社における雇用保険の加入記録と厚生年金保険の加入記録が合致していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年11月20日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、申立期間⑤当時のD社E支店長であったとする者の平成21年12月22日付けの上申書を提出しているが、この資料からは申立期間⑤に係る厚生年金保険の適用状況及び保険料控除が確認できないことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

6 申立期間⑥について、申立人は、D社における申立期間⑥の標準報酬月額の変動について申し立てしており、申立人が所持する給与明細書から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額よりも高い額となることが確認できる。

しかしながら、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額を基に当時の厚生年金保険料の料率及び被保険者の負担割合を乗じて得られた額より低い額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年11月20日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、年度の記載は無いが申立期間⑥当時の5月24日から6月5日まで実施されたとするFコンクール順位表を提出しているが、この資料からは、申立期間⑥に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できないことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

7 そのほかにすべての申立期間について、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、③及び⑤に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを、また、申立期間②、④及び⑥においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月 5 日から 7 年 2 月 1 日まで
平成 6 年 12 月 5 日に A 社に入社し、その後 B 社に転籍し 7 年 7 月 22 日まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録並びに申立人が名前を挙げた上司及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間において A 社及び B 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は平成 7 年 1 月 1 日に、B 社は 10 年 4 月 1 日に、それぞれ厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、両事業所の当時の事業主（同一人物）に照会したが回答を得られないことから、両社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた上司で、A 社及び B 社の C 担当取締役兼 D 業務担当であった者は、「両社では、2 か月から 3 か月の試用期間後に厚生年金保険に加入させていたかもしれない。また、A 社の経営が悪化したため、平成 6 年 12 月中旬に B 社を設立したが、A 社の事業を引き継ぐための業務で多忙であった時と重なっており、厚生年金保険の加入手続が遅れた可能性がある。厚生年金保険に加入させるまでの間は、給与から保険料は控除していなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 5 人のうち、生存及び所在が確認できた 3 人に照会したところ、回答があった二人のうち一人は、「平成 6 年の 10

月又は11月にA社にE職として入社した時に、3か月の試用期間経過後に厚生年金保険に加入させるというようなことを聞いた記憶があるので、3か月後に厚生年金保険に加入したと思う。厚生年金保険に加入するまでの間は、給与から保険料は控除されていなかったと記憶している。」と供述しており、残りの一人は、「平成6年11月にA社に入社した初日に社会保険の加入についての説明があり、1か月ぐらいの試用期間があるようなことを聞いた記憶がある。私は、5年5月から国民年金保険に加入し、7年1月まで同保険料を納付していたので、その間は厚生年金保険に加入していない。」と供述しており、これらの供述は前述の上司の供述とも符合する。また、オンライン記録によると、当該同僚二人はA社で厚生年金保険に加入した形跡が無い上、B社において申立人と同日（平成7年2月1日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 5 日から 33 年 3 月 31 日まで

申立期間については、A社B工場（現在は、C社）に勤務し、D作業等を担当していた。給与明細書等は保管していないが、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社B工場に勤務していた状況はうかがえる。

しかしながら、C社は、「申立期間当時の勤務実態が確認できる資料を保存していないことから、勤務していたか否かについても不明。」と回答している上、申立期間当時の当該事業所のE本社に照会したものの、「当時の資料を保存していないため不明。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人は、当該事業所へ一緒に通勤していたとする同僚一人の名前を挙げているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚も厚生年金保険被保険者としての記録が確認できない上、この同僚の所在も判明しないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人は、「*」が付く名前の上司がいたと記憶していることから、当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できるとともに、生存及び所在が確認できた「*」の付く名前の者3人、及びオンライン記録により当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる15人の合計18人に照会し11人から回答が得られたものの、いずれの同僚からも、申立人が申立期間において当該事業所に勤務し、厚生年金保険料が給与から控

除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

加えて、申立期間について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 7 月 1 日

昭和 40 年 3 月に中学を卒業し、同年 4 月 1 日から 43 年 1 月 16 日まで A 社に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかったため、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の代表取締役等に照会したところ、「申立期間当時の資料は、既に廃棄している。また、設立当初の事業主は死亡していることから、申立期間当時の厚生年金保険の適用状況については不明である。」と回答しており、申立期間について、申立人の厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 41 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所に該当していない上、商業登記簿謄本によると、同年 6 月 10 日に設立されていることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚一人、及びオンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚 8 人の合計 9 人に照会したところ、6 人から回答を得たが、申立期間当時の当該事業所における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除についての供述は得られなかったほか、そのうち 3 人のいずれもが「当該事業所は、昭和 41 年より以前から経営していた。私が入社したのは、同年 7 月 1 日よりも前であっ

た。」と供述しているものの、オンライン記録によると、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和 41 年 7 月 1 日であることが確認できる。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立人の記号番号は当該事業所において昭和 41 年 7 月 1 日に資格取得したことが記載されており、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の資格取得年月日と一致する。

その上、雇用保険の被保険者記録では、当該事業所に係る申立人の取得日は昭和 42 年 4 月 1 日となっており、申立期間における記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 39 年 9 月 13 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。同社に正社員として勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認できる同僚の供述から判断すると、時期及び期間は特定できないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、当該事業所は、平成 19 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認でき、申立期間当時の事業主及び申立期間後に就任した事業主も既に死亡していることから、商業登記簿謄本により、申立人が当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に就任したことが確認できる役員二人に照会したところ、一人が、「申立人の名前が社会保険書類に記載されていたことを記憶しているが、会社が解散した時点ですべての書類を廃棄したため、申立期間当時の状況は分からない。」と供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚二人に照会したところ、うち一人は、「申立期間当時のことは分からない。」と供述し、他の一人は、「会社設立時の昭和 37 年から事業主を助けて会社経営にかかわっており、厚

生年金保険の事務も担当していた。申立期間当時は会社設立の翌年で、経営が軌道に乗っておらず、当時従業員が全部で6人から7人いたが、すべての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかった。中でも事業運営に必要なB資格を有していない者は、採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述しているところ、申立人は、「入社してからB資格を取得した。」と供述している。

さらに、申立期間当時、厚生年金保険の事務を担当していたとしている上記の者は、「厚生年金に加入させていない者からは、厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間における被保険者資格取得者の中に申立人の名前は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
② 平成 5 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

平成 2 年 1 月 6 日から 5 年 3 月 31 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、C 社の登録型派遣社員として、D 社 E 支社に平成 5 年 5 月から 8 年 1 月まで勤務していたが、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

「平成 5 年分の給与所得の源泉徴収票」を提出するので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、平成 5 年 3 月 31 日まで A 社に勤務していたと述べているが、雇用保険の被保険者資格記録により、同社に係る離職日は、同年 3 月 30 日であることが確認できる。

また、B 社は、「厚生年金保険料は、翌月の給与から控除していた。」と回答しているところ、申立人が保管する「平成 5 年分給与所得の源泉徴収票」に記載されている社会保険料等の金額は、給与支給額から試算した雇用保険料と平成 4 年 12 月から 5 年 2 月までの期間に係るオンライン記録の標準報酬月額に基づく健康保険料及び厚生年金保険料を合計した金額とおおむね一致することから、同年 3 月に係る厚生年金保険料については、給与から控除されていなかったと考えられる。

さらに、当該事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成 5 年 3 月 31 日である申立人が名前を挙げた同僚一人は「退職月の厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かは分からない。」と供述している。

加えて、オンライン記録によると、A社は、平成8年2月29日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、B社は、「当時の担当者に照会したところ、申立人の退職時の手続については記憶に無いと述べている。」と回答しており、当該事業所における退職月の厚生年金保険料の控除について、具体的な回答は得られない。

- 2 申立期間②について、C社の回答から判断すると、申立人は、平成5年5月28日から8年1月31日までの期間、同社との雇用契約に基づき勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、登録型派遣社員の厚生年金保険加入の取扱いについて、「平成5年当時、1週30時間以上、かつ、2か月を超える契約期間の場合、派遣社員からの申出に基づき、加入申込書の提出を受けて、社会保険及び雇用保険に加入させていた。」と回答している上、オンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる17人に照会したところ、回答が得られた派遣社員8人のうち4人は、「厚生年金保険被保険者資格取得日以前から同社の派遣社員として勤務していた。」旨を供述しており、このうち二人は、「長期契約で、希望した場合に厚生年金保険に加入させてもらえた。」と供述していることから、当該事業所では、派遣社員の厚生年金保険の加入について、契約期間及び派遣社員からの申出の有無により取扱いが異なっていたことが推認できる。

また、当該事業所は、当月分の厚生年金保険料は、当月末及び翌月16日支払分給与で2回に分けて控除していたとしているところ、申立人が保管する当該事業所発行の「平成5年分給与所得の源泉徴収票」に記載されている当該事業所に係る社会保険料等の金額は、給与支給額から試算した雇用保険料及びオンライン記録の標準報酬月額により試算した健康保険料及び厚生年金保険料との合計額とおおむね一致することから、申立期間②に係る厚生年金保険料については、給与から控除されていなかったと考えられる。

- 3 このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 15 日から 46 年 6 月 29 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間は脱退手当金を受給しているため年金額に算入されないとの回答があった。

脱退手当金を請求したことも、もらった覚えもないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、i) 申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立人の整理番号の前後 50 人の女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 46 年 6 月 29 日の前後 4 年以内に資格喪失した者 28 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、18 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む 14 人は資格喪失日から約 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていること、ii) 当該事業所において厚生年金保険の事務を担当していたとする者は、「従業員に代わって脱退手当金を請求していた。」と供述していること、iii) 上記 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている 14 人のうち 2 人が「当該事業所に脱退手当金の請求手続を依頼した。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月以内に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当

金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から平成 2 年 7 月まで

A社B工場及び同社C工場に勤務していた期間のうち、昭和 60 年 10 月に標準報酬月額が 30 万円になってから平成 2 年 7 月までの 5 年間同額になっている。当時は毎年 1 万円前後のベースアップがあったところであり、同額はあり得ない。

事実を確認できる資料は無いが、標準報酬月額に納得ができないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、昭和 61 年 10 月から平成 2 年 7 月までの期間は 30 万円になっているが、当時は毎年 1 万円前後のベースアップがあったころなので、5 年間同額はあり得ないと申し立てている。

しかしながら、A社に照会したところ、「昭和 61 年から毎年若干額のベースアップがあったと推定されるが、これを具体的に確認できる資料は無く、当時の賃金台帳等の資料も保管されていない。」と回答しており、申立期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間当時、当該事業所が加入していたA厚生年金基金の加入員台帳の写しにより確認できる申立期間における申立人の標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致している。

さらに、当該事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票は、標準報酬月額を訂正した形跡も無く、オンライン記録とも一致していること

から、申立人に係る標準報酬月額記録に不自然さはいかたがえなない。

加えて、申立人が同僚として名前を挙げた7人に照会したところ、全員から回答があり、そのうちの3人は、「ベースアップについては詳しくは分からないが、標準報酬月額が5年間同額はあり得ない。」と述べており、申立人の主張と同様の供述を行っているものの、申立人が申立期間においてオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料の控除が行われていたことを確認できる資料は無く、これをうかがわせる供述も得られない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から 42 年 4 月まで

昭和 40 年 5 月から 42 年 4 月まで A 社の B 作業場で C 業務作業員として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。その後、同作業場に来ていた D 社の作業員に紹介してもらい、同社に勤務することになった。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所名簿によると、A 社は昭和 57 年 2 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、当時の役員であった者のうち生存及び所在が確認された一人に照会したものの、「申立人については記憶がなく、当時の資料も廃棄済みのため分からない。」と回答しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかったほか、商業登記簿謄本の記録により、平成 13 年 6 月 6 日に同社（当時は、E 社）を合併したことが確認できる F 社に照会したものの、回答は得られなかった。

また、申立人が A 社で一緒に勤務していたとする同僚二人のうち一人については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によれば、同社で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、申立人が姓しか記憶していないことから個人を特定することもできないほか、他の一人については、昭和 40 年 5 月 23 日から 41 年 3 月 15 日まで同社で同保険の被保険者であったことは確認できるものの、所在が不明であり、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することはできなかつ

た。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者6人に照会したところ、回答があった5人のうち、申立人を知っていると供述する3人からも、申立人が昭和41年3月以降も当該事業所に勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかったほか、雇用保険の被保険者記録から、申立人の当該事業所における同保険の加入期間は申立期間以前の40年5月16日から同年11月30日までであることが確認でき、ほかに申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

一方、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人は、申立期間のうち昭和41年5月20日から同年12月20日までの期間、及び申立期間を含む42年4月16日から同年12月20日までの期間においては、D社で同保険の被保険者であったことが確認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和42年1月1日であり、申立人の雇用保険の被保険者記録が確認できる期間のうち41年5月20日から同年12月20日までの期間については厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い上、同社が保管する健康保険厚生年金保険新規適用事業所届によれば、事業主が、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる旨の届出を行ったのは42年2月24日であることが確認でき、ほかに当該事業所が42年1月1日以前の期間において厚生年金保険の適用事業所となるための手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、オンライン記録により、申立期間当時、D社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者4人に照会したところ、当該事業所に係る被保険者原票によれば、このうち3人は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和42年1月1日又は自身が記憶する入社時点において同保険の被保険者資格を取得したことが確認できるが、当該3人が供述する申立期間当時の業務内容は、専務取締役及びG職（二人）であり、いずれも申立人とは立場が異なっていたと考えられる一方で、H業務作業員であったと供述する他の一人については、自身が記憶する入社時期が申立人の雇用保険被保険者資格取得時期と同様に同年4月であるところ、厚生年金保険の被保険者資格取得日も申立人と同日の同年5月1日であることが確認できる。

その上、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によれば、事業主は申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和42年5月1日として届け出たことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 26 日から 57 年 4 月 1 日まで
昭和 54 年 4 月から 57 年 3 月末まで A 社に勤務し、B 業務に従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所名簿によると、A 社は昭和 60 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする当該事業主以外の 3 人のうち、生存及び所在が確認された者二人に照会したところ、このうち専務取締役であったと供述する一人から回答があったものの、同人は、「申立人が勤務していた期間までは記憶していない。」と供述しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

さらに、オンライン記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者 12 人に照会したところ、回答があった 4 人のうち 1 人は、「申立人の記憶はあるが、勤務していた期間までは分からない。」と供述しているほか、他の 3 人は、いずれも「申立人については記憶がない。」と供述しており、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

一方、前述の厚生年金保険被保険者 4 人のうち 2 人は、いずれも「申立期

間当時のB業務係は、申立人とは別人であった。」と供述しているほか、このうち一人は、「このB業務係は、申立人の後任であった。」と供述しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該B業務係で申立人の後任者とされる者は、申立人が当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した翌月の昭和54年6月1日に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できるほか、当該二人のうち他の一人は、「私は昭和54年11月に入社したが、その時、申立人は既に勤務していなかった。また、私が保管している55年*月*日開催の会合の記念写真には、列席者の名前がすべて記載されているが、その中に申立人の名前は無い。」と供述している上、同人から提出された当該記念写真の氏名表の写しにおいて、申立人の名前は無いことが確認でき、ほかに申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における離職日は昭和54年5月25日であることが確認でき、これは、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日と合致する。

その上、オンライン記録によると、申立人が申立期間において国民年金に加入するとともに、申立期間のうち昭和54年5月から55年3月までの期間及び56年4月から57年3月までの期間について、その保険料の免除申請を行っていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年10月から24年1月10日まで
② 昭和25年4月10日から26年6月まで

申立期間①は、昭和23年10月から24年5月までA社(現在は、B社)の子会社であったC社に勤務し、D作業に従事していたが、申立期間①について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、昭和25年3月から26年6月までA社の子会社であったE社に勤務し、F作業に従事していたが、申立期間②について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、事業所名簿によると、C社は昭和24年3月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本の記録により、当時の役員であったことが確認できる者5人のうち個人が特定された二人は、いずれも所在が不明であるため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできないほか、B社に照会したものの、「当時の資料を廃棄済みであることから、C社がA社の子会社であったかどうかを含め、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける資料や供述は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人については、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によれば、いずれも、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和24年1月10日、同資格喪失日は同

年3月21日であることが確認でき、申立期間①において同保険の被保険者であった形跡が無い上、このうち一人は既に死亡しており、他の一人は所在が不明であることから、これらの者からも申立人の勤務状況及び当該事業所における同保険の適用状況について確認することはできない。

さらに、オンライン記録により、申立期間①において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者4人に照会したところ、回答があった3人のうち申立人と当該事業所で一緒に勤務したことがあると供述する2人は、いずれも、「申立人が勤務していた期間までは分からない。」と供述しており、申立人が昭和23年10月から当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られず、ほかに申立人が申立期間①において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、事業所名簿によると、E社は昭和27年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本の記録により、当時の役員であったことが確認できる者3人は、いずれも既に死亡しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできないほか、B社に照会したものの、「E社は、A社の子会社ではなく、当時の社長の兄弟が設立した系列会社であったと聞いているが、E社の資料を廃棄済みであるため、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける資料や供述は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚3人については、当該事業所の被保険者名簿によると、いずれも、申立期間②において、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるものの、このうち一人は既に死亡しているほか、他の一人は所在が不明であり、生存及び所在が確認された別の一人に照会したところ、「申立人が勤務していた期間までは記憶していない。」と供述しており、申立人が昭和25年4月10日以降も当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

さらに、オンライン記録により、申立期間②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者3人に照会したところ、このうち申立人について記憶があると供述する一人は、「申立人とは休憩所で一緒になる程度で、どのような仕事をしていたのかも分からないので、勤務していた期間も分からない。」と供述しており、申立人が昭和25年4月10日以降も当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られず、ほかに申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当

たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 10 月 28 日から 16 年 3 月 2 日まで
A社に勤務していた期間の給与は 50 万円であったが、標準報酬月額が 15 万円と記録されている。
申立期間の給与明細書を保管しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 14 年 10 月 28 日から 16 年 3 月 1 日までA社に勤務し、月額 50 万円の給与の支給を受けていたが、オンライン記録によると、当該期間の標準報酬月額が 15 万円と記録されており、実際の報酬月額よりも低額であると申し立てている。

しかしながら、当該事業所の設立時の代表取締役で、申立人が申立期間当時、当該事業所の実質的な経営者であったとして名前を挙げた者は、「平成 9 年に、A社の関連事業所のうち中核的な事業所が事実上倒産した。その際、事業を再建しようとしたが、仕事も資金も無かったことから、A社の従業員の標準報酬月額について、社会保険事務所（当時）に対し、実際の給与支給額よりも低く届け出ることにした。」と供述している。

また、申立期間当時の代表取締役からも、「私は当時、A社の代表取締役であったが、名目上の代表取締役にすぎず、実際の経営及び社会保険事務は、申立人が名前を挙げた設立時の代表取締役が継続して行っていた。私は、平成 10 年 6 月にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、私の標準報酬月額も、申立人と同じく実際の給与支給額より低く社会保険事務所に届けられていた。」との供述があり、これは前述の設立時の代表取締役の供述

と符合する。

さらに、申立人が所持する当該事業所の給与明細書によると、申立人は当時、月額 50 万円の給与の支給を受けているものの、事業主が給与から控除していた厚生年金保険料は、オンライン記録にある標準報酬月額に相当する厚生年金保険料と同額か又はそれよりも低額であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等：

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 19 年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和 36 年 10 月 16 日から 37 年 4 月 16 日まで
申立期間は、A社に勤務していたと記憶しているので、この期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、オンライン記録により、昭和 40 年 4 月 6 日厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は当該事業所における同僚の氏名についての記憶がなく、オンライン記録により、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 37 年 4 月 16 日以前に、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚二人は、「申立人は、申立期間に勤務していなかったかもしれない。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 36 年 10 月 16 日から厚生年金保険の被保険者資格取得記録が確認できる 30 人（上記の二人を除く。）のうち、所在の判明した 14 人に照会したところ、11 人から回答があり、そのうち 4 人は「申立人についての記憶がない。」と供述し、他の 7 人は「申立人についての記憶がある。」と供述しているものの、申立期間に申立人が当該事業所に勤務していたことを裏付ける具体的な供述は得られなかった。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

昭和 39 年 7 月 1 日付けの会社の人事異動により、A社からB社に転籍になり、申立期間について引き続き給与は支払われ厚生年金保険料が控除されていたはずだが、厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間においてB社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、昭和 39 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所に該当していないことが確認できる上、同社は、昭和 42 年 3 月 9 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在も不明なため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 39 年 9 月に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認でき、所在が判明した同僚 3 人に照会したところ、3 人から回答があり、そのうち当時C業務担当であった一人は、「昭和 39 年 7 月の事業所開設当初は従業員が 3 人しかいなかったため、厚生年金保険の適用事業所になれず、従業員が 5 人以上になった同年 9 月に申請して同保険の適用事業所になった。したがって、同年 7 月分及び同年 8 月分の厚生年金保険料は給与から控除していなかったはずである。」と供述し、他の一人は、「私は昭和 39 年 7 月に入社したが、厚生年金保険料は同年 9 月から控除されていた

と思う。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。